

## 鎌倉市ソフトボール協会記録委員会内規

### 1. 目的

記録委員会(以下本委員会という)は、鎌倉市ソフトボール協会(以下本協会という)規約第2条を達成するために活動することを目的とする。

### 2. 本委員会の構成

本委員会のメンバーは、日本ソフトボール協会公式記録員の資格を有する理事および記録委員長の名指する者によって構成する。

### 3. 記録委員会および記録委員の職務

- (1) 本協会が主催あるいは主管するソフトボールの全試合の記録をスコアカードに記帳する
- (2) 本協会が主催する試合の記録については、大会が終了後、2ヶ月以内に、以下の成績を集計し理事長に提出する。なお、夏季の大会(市民大会)については、参考記録とし、個人記録は集計しない。
  - 1) リーグ戦あるいはトーナメント戦のチーム成績
  - 2) チーム別個人打撃・守備成績
  - 3) チーム別個人投手成績
  - 4) 打撃率、打点、本塁打、防御率成績ランキング
- (3) 記録委員長は開幕1週間前までに会場主任を決定する。
- (4) 会場主任は当日の試合の記録責任者で、記録員の配員、スコアカードの点検を行う。点検を終了したスコアカードは速やかに記録委員長に提出する。
- (5) 神奈川県ソフトボール協会から委託された本協会主管の試合については、日本ソフトボール協会が規定する大会報告書を作成し、本協会および神奈川県ソフトボール協会に提出する。

### 4. スコアカードの保存期間

スコアカードの保存期間は年度単位で5年間とする。

### 5. ローカルルール採用による特別規定

#### (1) 規定打席、規定投球回数

##### 1) リーグ戦の場合

##### a) 規定打席

チーム数をnとした場合規定打席数は以下の式で計算し端数は切り上げる。

$$\text{規定打席数} = \text{チーム試合数} \times 2.1$$

ただし不戦勝があるチームについては、その数だけ試合数を減ずる。

##### b) 規定投球回数

$$\text{規定投球回数} = \text{チーム投球回数} \times 1/3$$

##### 2) トーナメントの場合

##### a) 規定打席数

大会における決勝進出チームのうちで、もっとも少ない決勝までの試合数をnとしてリーグ戦の場合と同様に計算する。

##### b) 規定投球回数

大会における決勝進出チームのうちで、もっとも少ない決勝までの試合数をn守備回数をpとしてリーグ戦と同様に計算し、その小さい方の値をとって規定投球回数とする。

#### (2) 勝利投手

- 1) 先発投手でその試合において守備回数の60%以上を投球し、交代するとき自チームがリードしており、救援投手により試合終了までリードを保ったとき。
- 2) 先発投手が上の条件を満たさず、1人の救援投手が登板して勝利した場合は、救援投手が勝利投手になる。
- 3) 勝利チームの先発投手が 1)の条件を満たさず、2人もしくはそれ以上の投手が登

板した場合、勝利をもたらすのに最も有効な投球を行った投手が勝利投手になる。先発投手が再登板した場合もこの権利を有する。最も有効な投球を行った投手の選考は、会場主任および当該試合の記録員が協議して決定する。

(3) 敗戦投手

投手は回数に関係なく、交代時に自チームがリードされており、その後、自チームが同点あるいは勝ち越しできなかった場合は敗戦投手になる。

(4) 個人表彰

1) 個人表彰の対象は、打撃率1位(規定打席以上)、打点1位、本塁打1位、防御率1位(規定投球回数以上)とする。ただし、次の場合は該当者なしとする。

- ・打撃率部門 : 3割未満
- ・打点部門 : 7点未満
- ・本塁打部門 : 3本未満
- ・防御率部門 : 5以上

2) 前項の規定のほか、大会における試合で、優秀な記録を達成し、表彰に値すると理事会が認めたもの

(5) チーム順位決定方法

1) リーグ戦における順位決定方法

a) 引き分けは両チームとも0.5勝とし、また不戦勝、不戦敗も正規の試合として勝率の高い順とする。但し、勝利数の多いチームを上位とする。

b) 両チーム棄権の場合は両チーム不戦敗とする。

c) 同じ勝率が2チーム以上ある場合、それぞれの対戦における勝者を上位とする。

d) c)で決定できない場合、得失点差の大きいチームを上位とし、これも同じ場合はそれぞれのチーム代表者1名による抽選により決定する。

なお、得失点差は全試合の得失点差とする。

2) トーナメント戦における順位決定方法

1位から4位まではトーナメント戦の結果で順位を決定する。ただし日程の都合により、3位決定戦を行わない場合は両チームを3位とする。5位以下は各チームの勝率で順位を決定する。勝率が同じ場合、前項の規定により順位を決める。

3) その他の順位決定方法

リーグのチーム数によっては、リーグ戦と順位決定戦を併用する。

制 定:平成9年2月15日

第1回改訂:平成10年4月1日

第2回改訂:平成13年4月1日

第3回改訂:平成15年4月1日

第4回改訂:平成23年4月1日

第5回改訂:平成30年4月1日